

三重県環境管理マニュアル		章	4. 3
表題	環境マネジメントシステムの要求事項	制定日	平成 11 年 10 月 1 日
	計画（目的・目標） <u>（第 23 版）</u>	改定日	<u>平成 23 年 9 月 30 日</u>

4.3.3 目的、目標及び実施計画

組織は、自らの環境マネジメントシステムを継続的に改善するため、環境目的・目標、実施計画の設定及び見直しをする手順を定め、維持する。

(1) 環境目的・目標

ア 環境目的は、環境方針から生じる全般的な環境の到達点として設定し、環境目標は、環境目的を達成するための単年度の到達点として、各年度毎に設定する。

イ 組織は、環境目的・目標を設定するに当たっては、環境方針と整合させるとともに、次の事項を考慮して設定する。

(ア) 法的及びその他の要求事項

(イ) 著しい環境側面

(ウ) 利害関係者の意見

(エ) 環境汚染の予防

(オ) 財政上の制約及び技術的な見地から見た実現の可能性

(カ) 事務事業活動の運用上及び事業上の要求事項

ウ 設定する環境目的・目標は、可能な限り数値化し、数値化が困難なものについては具体的な内容を定める。

エ オフィス活動に関する環境目的・目標は、庁内オフィスごみ、温室効果ガス、コピー用紙の削減（以下、「重点目標」という）とする。

オ 各所属・事務所等のに関する目的・目標は、事務事業の独自性、地域性に着目し、独自の環境配慮活動に関する目標（以下、「独自目標」という）を設定する。

カ 環境に有益な事業に関連する環境目的・目標は、三重県環境基本計画及び三重県環境基本計画アクションプランに示すとおりとし、環境基本計画及び三重県環境基本計画アクションプランに基づき運用管理を行い、三重県環境白書に記録する。

キ イベントについては、維持管理項目としてイベントマニュアルを遵守することとする。

ク 公共工事については、維持管理項目としてみえグリーン購入基本方針に基づく調達方針、環境影響評価法及び三重県環境影響評価条例を遵守することとする。

ケ 庁舎管理、試験研究等については、エ 重点目標のほか、維持管理項目として手順書等による運用管理を行うこととする。

(2) 実施計画

ア 環境目的・目標を達成するための実施計画の策定にあたっては、次の事項を確実にする。

(ア) 環境目的・目標を達成させるための責任を明確にすること

(イ) 環境目的・目標を達成するための具体的な施策とそのスケジュールを明確にすること

(3) 環境目的・目標及び実施計画の設定

ア 重点目標の場合

(ア) 庁内オフィスごみについては、ごみゼロ推進室、温室効果ガスについては、地球温暖化対策室、コピー用紙については、人材政策室の室長が各部等の総括環境推進員と協議のうえ、「環境目的・目標及び実施計画表」を作成し、環境管理者の承認を得て、ISO サーバに登録する。

- (イ) 事務局は、「環境目的・目標及び実施計画表」をとりまとめ、環境管理責任者の確認を得て、三重県環境保全・地球温暖化対策推進委員会に諮り、最高経営層の承認を得る。
- (ウ) 事務局は、「環境目的・目標及び実施計画表」を MICS 及びホームページに掲載する。

イ 独自目標の場合

- (ア) 環境管理者は、総括環境推進員に対し、「目標設定検討シート」「環境目的・目標及び実施計画表」の作成を指示する。
- (イ) 総括環境推進員は、環境推進員に指示して、「目標設定検討シート」「環境目的・目標及び実施計画表」を作成させる。
- (ウ) 環境推進員は、「環境目的・目標及び実施計画表」を作成し、室長等・事務所長等の確認を得て、総括環境推進員に提出する。
- (エ) 総括環境推進員が、所管の事務所等を含め部内取りまとめのうえ、環境管理者の承認を得る。
- (オ) 環境推進員は、環境管理者の承認を得た「環境目的・目標及び実施計画表」を ISO サーバに登録し、室長等・事務所長等は、「環境目的・目標及び実施計画表」について率先実行取組に掲げる。
- (カ) 事務局は、「環境目的・目標及び実施計画表」をとりまとめ、三重県環境保全・地球温暖化対策推進委員会に報告する。
- (キ) 事務局は、「環境目的・目標及び実施計画表」を MICS 及びホームページに掲載する。

(4) 環境目的・目標、実施計画の見直し

ア 重点目標の場合

- (ア) 庁内オフィスごみについては、ごみゼロ推進室、温室効果ガスについては、地球温暖化対策室、コピー用紙については、人材政策室の室長が各部等の総括環境推進員と協議のうえ、環境目的・目標及び実施計画の達成度等を勘案し、年度ごと及び必要に応じて、「環境目的・目標及び実施計画表」の見直しを行う。
- (イ) 室長は、見直しの結果、環境目的・目標及び実施計画の変更が必要であると判断したときは、見直し後の「環境目的・目標及び実施計画表」について、環境管理者の承認を得て、ISO サーバに登録する。
- (ウ) 見直しは、(3) アの(イ)(ウ)により行う。
- (エ) 軽微な変更については、室長が環境管理者の承認を得たうえで、「環境目的・目標及び実施計画表」の見直し及び ISO サーバへの登録を行うことができる。
なお、その旨を事務局へ報告する。

イ 独自目標の場合

- (ア) 室長等・事務所長等は、環境目的・目標及び実施計画の達成度等を勘案し、年度ごと及び必要に応じて、環境推進員に「環境目的・目標及び実施計画表」の見直しを指示する。
- (イ) 環境推進員は、見直しの結果、環境目的・目標及び実施計画の変更が必要であると判断したときは、見直し後の「環境目的・目標及び実施計画表」について、室長等・事務所長等の確認を得て、総括環境推進員に提出する。
- (エ) 見直しは、(3) イの(エ)から(キ)により行う。
- (オ) 軽微な変更については、室長等・事務所長等が環境推進員に対し、「環境目的・目標及び実施計画表」の見直し及び ISO サーバへの登録を指示することができる。
なお、その旨を事務局へ報告する。

(5) 関連文書

- ア 三重県環境基本計画
- イ 三重県環境基本計画アクションプラン
- ウ 三重県庁地球温暖化対策率先実行計画（第2次計画）
- エ ごみゼロ社会実現プラン
- オ エコイベントマニュアル

環境目的・目標及び実施計画設定登録・周知・公開フロー

